

堆肥化施設への「せん定枝・刈り草」の受け入れ中止の継続等について

東埼玉資源環境組合の堆肥化施設で受け入れている、家庭から発生する「せん定枝・刈り草」は、放射能への安全性が完全に確認できていないことなどから、引き続き受け入れを中止しています。

なお、処理などについては、燃えるごみの日に各ごみステーションに少しずつ出してください。

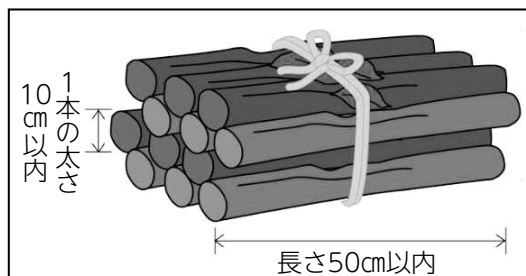
■燃えるごみとしての出し方

▶せん定枝

太さ10センチ程度以内、長さ50センチ以内に切断し、ひもなどでまとめてください。

▶刈り草など

引き抜いた草の場合は、必ず土を落として出してください。



■堆肥の生産・販売を中止しています

堆肥化施設では、「せん定枝・刈り草」の受け入れを中止し、堆肥の生産・販売についても見合わせています。堆肥の販売再開については、東埼玉資源環境組合ホームページ(<http://www.reuse.or.jp/>)又は、東埼玉資源環境組合資源リサイクル課(☎048-966-0124)へお問い合わせください。

浄化槽設置整備事業補助金を交付します

生活排水による水質汚濁を防止するため、浄化槽の転換をする方に浄化槽設置整備事業補助金を交付します。

※転換とは、専用住宅の既存単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を10人槽以下の合併処理浄化槽に入れ替えること。建築確認申請を要する建築物の新築、増築及び改築に伴う場合を除きます。

■申請受付開始日

6月17日(火)午前9時受付開始

※受付日の初日に申請者が多数の場合は抽選となります。

■補助対象地域

公共下水道事業認可区域及び農業集落排水施設などの生活排水処理計画を有する区域を除く町内全域

■補助金の対象となる方

補助対象地域において、既存住宅で対象人員10人以下の浄化槽を転換により設置する者に対して補助金を交付します。

ただし補助金を交付しない場合がありますのでお問い合わせください。

■交付対象基数

- ▶合併処理浄化槽5人槽 2基
- ▶合併処理浄化槽7人槽 2基

■交付の条件

- (1)浄化槽を転換する年度の3月10日までに実績報告書を提出できるよう浄化槽の転換を完了してください。
- (2)浄化槽法第7条に規定する設置後などの水質検査及び第11条に規定する定期検査を受検してください。

※他に交付条件がありますのでお問い合わせください。

■補助金の額

▶浄化槽の転換に要する費用

当該費用の額及び次に掲げる浄化槽の人数区分に応じそれぞれに定める額を比較して少ない額

- | | |
|----------|----------|
| (1)5人槽 | 332,000円 |
| (2)6～7人槽 | 414,000円 |

▶処分費

当該処分費の額及び60,000円を比較して少ない額

※平成26年度は配管費の補助金はありません。